

函館市東山墓園返還墓地取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市墓園条例（昭和47年函館市条例第3号）
（以下「条例」という。）に定めるもののほか、函館市東山墓園の返還
墓地の使用許可等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、「返還墓地」とは、使用者において不用とな
り、市に返還した墓地をいう。

(使用候補者)

第3条 返還墓地に係る使用者の決定に当たっては、返還墓地の区画につ
いて使用希望者を公募し、その中から抽選により使用候補者を決定する
ものとする。ただし、希望のなかった区画については、当該抽選の日以
後において、先着の申込みにより使用者を決定することができるものと
する。

2 使用候補者としての期間は、前項の抽選の日の翌月1日から起算して
3月を経過する日までの間とする。

附 則

この要綱は、平成8年5月21日から施行する。

ただし、第3条第2項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。